

住居確保給付金とは

離職等の日から2年以内、又は休業等で離職と同程度の状況にある方のうち、住宅を喪失、又は喪失するおそれのある方を対象として住宅費を支給することにより、住宅及び就労支援員による就労機会の確保に向けた支援を行います。

支給額：下記を上限として、収入に応じて調整された額を支給

37,000円（単身世帯） 44,000円（2人世帯） 48,000円（3人～5人世帯）

* 初期費用・共益費・管理費・駐車場代等は対象外

支給期間：3か月間（一定の条件により3か月間の延長及び再延長が可能）

支給方法：不動産媒介業者等へ代理納付

支給要件

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 離職等の日から2年以内、又は休業等により離職等と同程度の状況にあること
- ② 離職等の日に、主たる生計維持者であったこと
- ③ 誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと
- ④ 離職等により経済的に困窮し、住居喪失又は住居喪失のおそれがある
- ⑤ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額以下である（収入には、公的給付を含む）

世帯人数	基準額（万円）	家賃上限（万円）	収入基準額（万円）
1人	8.1	3.7	11.8
2人	12.3	4.4	16.7
3人	15.7	4.8	20.5
4人	19.4	4.8	24.2
5人	23.2	4.8	28.0

- ⑥ 申請日において、申請者及び申請者と生活をつにしている同居の親族の預貯金の合計額が次の表の金額以下である

世帯人数	金融資産（万円）
1人	48.6万円
2人	73.8万円
3人	94.2万円
4人	100.0万円
5人	100.0万円

- ⑦ 国及び地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一世帯に属する者が受けていないこと
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと

支給額

月収が基準額未満の方は、支給額は上限以内の家賃額となり、
月収が基準額を超える方は、以下により算出する額となります。

支給額 = 基準額 + 実際の家賃額 - 一月の世帯の収入合計額

※ ただし、支給額が家賃上限を超える場合は、上限額を支給。

支給期間中の義務

離職・廃業

- ◆申請時にハローワークへ求職申込
- ◆常用就職を目指す就職活動
- ◆月2回以上ハローワークで職業相談等※
- ◆週1回以上、企業等へ応募・面接※

休業等

- ◆月1回、休業等の状況を自立相談支援機関へ報告
- ◆申請・延長・再延長時に、自立相談支援機関で面談を実施し、本人に応じた活動方針を決定

※「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」における措置として、
当分の間、これらの回数をそれぞれ月1回に緩和する。(令和4年4月26日現在)



月1回以上の自立相談支援機関と面談等

支給中止となる場合

- ◆毎月1回の自立相談支援機関への就職活動の報告を怠る方については、支給を中止します。
- ◆常用就職により得られた収入が収入基準額を超えた場合、原則として収入基準額を超える収入が得られた月の支給から中止します。
- ◆住宅を退去した者（借主の責によらず転居せざるを得ない場合等は除く。）については、退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止します。

お問合せ先

自立相談支援センターたかまつ
(高松市番町二丁目1番1号
NTT番町ビル1階)
TEL : 087-802-1081

